

第2回大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会 会議録

開催日時	平成24年10月3日（水）午後1時30分～午後2時40分		
開催場所	健康文化センター 1階 会議室		
出席者名 (選定委員)	●委員長：藤原辰志 ●副委員長：中西由美 ●委員：舟橋宣成 ●委員：渡邊弘和 ●委員：岩根佐代子 ●委員：大森 滋 ●委員：中野幸子 ●委員：藤田金生 ●委員：安田美代子		
次 第	1 あいさつ (1) 委員長 (2) 健康福祉部長 2 協議事項 (1) 愛知県丹羽郡大口町立中保育園移管先法人募集要項（素案）について 3 その他		

（進行：福祉こども課長）

発 言	内 容
福祉こども課長	こんにちは。皆さん、お揃いですので、第2回目の大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会を始めさせていただきます。 それでは、初めに藤原委員長よりご挨拶お願いしたいと思います。 よろしくお願いします。

1 あいさつ

（1）委員長

発言者	内 容
藤原委員長	改めまして、こんにちは。実は私、今日は大学から自転車で五条川沿いを走ってきましたけれども、彼岸花がとてもきれいに咲いていました。とても爽やかな気分でした。この委員会も爽やかにすっきり終わりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

（2）健康福祉部長

発言者	内 容
健康福祉部長	こんにちは。前回の9月26日に第1回目を開催させていただきました、その時に事務局に対して宿題をいただきましたので、それについてはまた担当課長の方からご説明を申し上げます。いずれにしまして

	より良い募集要項（案）を作っていただき、大口町の保育行政が発展できるような委員会になればと思っていますので、よろしくお願ひします。
--	---

2 協議事項

（1）愛知県丹羽郡大口町立中保育園移管先法人募集要項（素案）について

発言者	内 容
福祉こども課長	それでは、早速ですが、協議事項に入らさせていただきます。議事の取り回しを藤原委員長さん、よろしくお願ひします。
藤原委員長	では、先回ご議論いただいたて、事務局の方で再度、修正いただいた募集要項について、行いたいと思います。
福祉こども課長	<p>今日改めて、お手元の方に配布させていただいた募集要項（素案）について、ご説明申し上げます。先般のご議論の中で出された内容について、私の方から一通り、お話しをさせていただいた上で、全体に渡りまして、要項（案）の確定をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、次第の裏面になりますが、委員名簿をご覧ください。先般も委員名簿を付けさせていただきましたが、前回の会議で委員長さん、副委員長さんが確定をしたということで、それに基づいた委員名簿に作り変えてありますので、お願ひします。</p> <p>次に募集要項の素案ということで、提出させていただきました。ご指摘のあった部分は基本的にはマーカーでラインが引いてあります。先回の委員会でありましたように、住民の皆さんに公表するのは委員会の案を公表するということでご協議いただきましたので、本日お出したものは、その前の素案という位置づけにさせていただいているので、よろしくお願ひします。</p> <p>まず、1点目は文言的なことですが、「中保育園の設置運営を移管する社会福祉法人または学校法人」を（以下「移管先法人」という。）というふうに統一をさせていただいたということ。</p> <p>それから3ページの見出し6の（4）は見え消しという形ですが、保育士の2分の1以上云々というところは、前回の会議の中で一番ご議論をいただいた部分であります。多数の委員さんのご意見を尊重するのはもちろんのことですが、一方で保護者の方の安心感ということも踏まえる中で、具体的に数字的で表わすのは省かさせていただきます。しかし、新しい（5）にあります「一定以上の保育実務経験がある保育士を多数有することで。」という大きな言い方の中で、これはお願ひしていきたいと思います。なので、ここで網羅をしていくので、数字的な具体的な記述は省略するという形であります。</p>

	<p>続きまして、4ページの（12）ですが、栄養士さんの件であります。先回、ご指摘がありましたように、国の保育単価には反映されておりませんので、そういうものを置いた場合には、文章の最後に記述しましたが、「なお、その人件費は必要の範囲内で町単独補助金にて措置する」というふうに明記させていただきました。それと前後しますが、3行目に「その後」という表記を入れましたが、「移管後1年間は町が作成する献立表に従って提供していただく」ということを条件にさせていただきます。しかし、その後については、法人の判断で町の献立に従っていただくことも可能だということですが、その場合は、町の管理栄養士を派遣しますよということです。ですが、法人が独自の献立による給食を実施する場合においては、栄養士以上を置いていただきたいということを表記しました。</p> <p>それからページが少し進みますが、8ページの申込書添付書類一覧ですが、「1.法人関係」⑤ですが、初めは「役員の履歴書」でしたが、これも先回の委員さんのご意見を踏まえて「理事長の履歴書」に留め、その他の理事等の履歴書までは求めないこととしました。</p> <p>次に少し細かいところですが、12ページの一番下段の注意書きのところ、ここも今、お話をした関連で「役員の履歴書」というところを「理事長の履歴書を添付してください」というふうに変更しました。</p> <p>それから16ページですが、これも今のところの関連で「役員の履歴書」というところを「理事長の履歴書」に変えました。</p> <p>次は18ページになりますが、「事業計画書」ですが、これも前回の会議の中では時間を割いてご議論をいただきました。前回の様式では移管後の職員配置計画などがありましたが、書き手から考えますと現段階ではなかなか書きづらいのではないかということ、さらにはあくまで机上での数字ということになりかねないということでありましたので、作成する意味合いが薄いとの判断から、その部分は省略させていただきました。ただ、表の中段にあります「引継保育」の欄についてですが、これぐらいは求めてはどうかということで表中に入れましたので、またご意見がいただければと思います。</p> <p>以上が、前回の会議で出されたご意見に対する修正事項となります。以上です。</p>
藤原委員長	ありがとうございました。前回のご議論をしっかり踏まえていただいた修正ではないかと思います。ここで、委員さんのご意見をそれぞれお伺いしたいと思います。
委員	前回出された事務局のたたき台を家でもじっくり読ませていただきました。今度は、応募される法人がこれを読んで来て、私たちが「選ぶ」という立場になるわけです。そういうことを考えると「どういう募集

	要項であれば、判断できるのだろうか」というふうに考えた時に、民営化の目的のところに「保育メニューの拡大」「保育サービスの選択肢の拡大」、それをしてことによって「質の向上を目指す」というのが民営化の大きな目標だと思います。なので、私たちはそれができる法人を選んでいくということがこの募集要項の基準になってくるわけですね。その基準がこの申込用紙の中から読み取れるのかなあと思った時に、私が思うのは、それぞれの法人さんがこれからのことではなくて、今、やっていらっしゃること、プラス今後のことを含めて記述できるといいのかなと思います。どこの法人さんも理念がありますので、その理念に加味して、こういうふうに発展させていきたいというようなものが分かるといいと思います。なので、現在行っていることにもう少し重点を置いてはどうかと思います。
福祉こども課長	ちょっと事務的なことですが、今、委員が言われたことですが、15ページの「保育所または幼稚園運営の状況」の表では足りないということでしょうか。
委員	「民営化の目的」と合わせみた時にどうかと思いましたが、この様式でもいいかもしれませんね。どうでしょうか。
委員	今、委員が言われることも分かりますが、法人側にあまり負担をかけてもとは思います。どこの保育園や幼稚園を運営しているところも保育課程や教育課程を策定していますので、それを保育の計画のところに括弧書きとして、「保育課程または教育課程の提出」としてはどうでしょうか。
委員	それは肝心なところかなと思います。具体的にアピールしたいこととか事業計画などは出てくるとは思いますが、基本になるものがやはり必要かなと思います。なので、現在行っているものを提出していただくということは一目で分かるので必要だと思います。
委員	そうしますと、8ページの添付書類一覧の中の「2 保育所または幼稚園運営」の新しく③として、今のものを入れてはいかがでしょうか。順序立てとして、この位置に「保育の計画（保育課程または教育課程）」を入れるのが望ましいのではないでしょうか。なので、先ほど委員が言われたことをこの部分で網羅していってはどうかと思いますがいかがでしょうか。
委員	これでいいかと思います。
委員	関連になるかもしれません、私も「今現在の保育園、幼稚園運営をどうのようやっているのか」というところを見るのが一番分かること思います。それで、保育課程や教育課程という文言で、園（法人）がどの部分に力を注いでいるのかとかがよく分かると思います。 それで、今回、前回の議論を踏まえて、事業計画書の中の「移管後の

	「職員配置計画」は省略になりましたが、15ページの「保育園または幼稚園運営の状況」の表中に現在の園児数と人員配置数を入れるのはいかがでしょうか。
福祉子ども課長	保育園は、「何対何」という配置基準がありますが、幼稚園はどのようですか？
委員	35人以下というような。
福祉子ども課長	だから、ちょっと迷ったんですね。
委員	幼稚園も実際に20名を1人で担当するとか、園独自の裁量でやっていきますので、現状の平成24年10月1日時点の園児数と職員配置数を書くようにしますか。
委員	ただ、定員割れをしているから、こういう状況になっているということも無きにしも非ずということなんですが…。
委員	もし、それが困難でしたら、現地視察をしますよね。そういう中で、確かめてはいかがですか。
委員	現地視察はどの段階でしたか。
福祉子ども課長	今、発言しようと思いましたが、予定では1次審査後、2法人に絞り、その2法人について現地視察というイメージでいます。あくまでも前回お示した町の案ではそのようなことを考えています。
委員	そうしましたら、当初から基本情報として出してもらいましょうか。
福祉子ども課長	そうしますと、15ページの表中に一欄設けて、作るようにしましょうか。
委員	表中の最低基準職員数を省いて、そのところに園児数と実職員数を入れるようにしますか。
委員	今のようなことについてですが、例えば学校ですと「学校経営案」というものを作ります。それは、その年において、こういう方針でしていくとか、児童数や職員数などを網羅したものを作るのが、保育園とか幼稚園ではそのようなものは作らないのですか。もし、作るのであればそういう資料を出していただくのが一番分かりやすいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	そうですね。これは作るところと作らないところがありますね。例えば、年度初めに「年間事業計画書」のようなものを作り、年度の目標と課題などを設定して行うようなところもありますし、そうでないところもあると思います。そこら辺のことは国の指導は入っておりませんので、実際、作成しているところとそうでないところのバラつきはあるかと思います。
委員	なぜ、そういうことを思ったかというと色々なところに色々な資料が

	あつたりしますので、一つに纏まつたものがあれば、それを提出してもらうのがいいのではないかと思いまして、発言させていただきました。
委員	まあ、大体が作っているとは思いますが、ただ、それが1冊に纏まつていればいいのですが、食育とか安全管理だとかいって、色々なことが細分化されていますので、計画書がそれぞれに分かれていることも考えられますね。保育園も作ってないわけではありませんが、園にはバラツキがありますね。
委員	もし、実態をアピールできるような資料やパンフレットなどがあれば、それを提出いただいてはいかがですか。
藤原委員長	その場合の文言はどうしましょうか。
委員	必ず、何かしら作成していると思いますからね。入園のしおりとかパンフレットの提出でいかがでしょうか。
委員	保育園の民営化の目的ですが、先程、委員が言われましたが、「保育メニューの拡大」「保育サービスの選択肢の拡大」というのが目的にありますので、そういうことの判断材料の一助となるようなことも併せ持って、資料の提出は行っていただきたいと思います。「こういうことをやっているなら、大口で取り入れてみたい」とかいうようなことで、保育メニューの拡大に繋がりますし、保護者にとっても選択肢が拡がる話なので、その参考資料としてパンフレットなどは分かりやすいですし、有効な資料だと思います。
委員	現在、既存の園で「こういうことをやっている」ということが分かれれば、審査の時の判断材料には役立つと思いますね。
委員	多分、審査をする時に数値化をしますよね。
福祉こども課長	それも後々の話で、ご協議をいただきたく思っておりますし、少し、本題から話が反りますが、点数化ではなくて、いきなり投票をして決めているところもありますね。
委員	今、数値化の話をしたのは、目的に合致した評価をしていかなければならないということなんですね。例えば、この部分が「保育メニューの拡大」の部分を見ているとか、この部分が「保育の質」の部分を見ているとか、この部分が「経営状況」を見ているとかいうように繋がれば、判定する時の指針になるということだと思います。狙いと応募書類とかいうように、きちんとマッチングできるようになっていることが大事だと思いますね。
委員	どこを見たいから、この部分を評価したいから、どういう募集要項が必要かということが大事だと思います。だから、どの基準で、どの評価で判断するのかという部分が大切だと思います。
藤原委員長	要は、応募書類というのは、そういう見方も持って、我々が策定した

	んだということになればスッキリするんだろうと思います。他にはいかがでしょうか。
委員	事業計画書の方に色々な項目が入れてありますが、大口町の保育としてここが一番大切なという根底の部分を考えもらうということはいかがでしょうか。この要項を読んでいると、大口町と歩調を合わせてやっていって欲しいというところが見受けられますので、それであるならば、大口町の保育として揺るがなく大切にしていることが、どこかに出てくると分かりやすいですし、法人がそれに対して「合うのかな」「合わないのかな」という一つの判断材料にもあるのではないでしょうか。入れるとしたら、保育方針、保育内容の辺りでしょうか。
委員	3ページの「6 移管後の保育園運営に関する条件」の中に、今の大口町が実施している保育内容に理解し、それを発展させていくという一文を入れるのはいかがでしょうか。だから、まったく違う保育ではなくて、今、やっていることに理解をし、さらに高めていくということを応募条件にしていくのはどうでしょうか。そうすれば、当然、この応募書類の中に記述しますよね。
委員	そういう言葉が必要かどうかは本当に迷いました。聞き取りの中で、そういうことをやればいいのかとも思いました。ただ、文言的には入っていませんが、気持ちの中ではそう思うところもあります。今まで大口町が大切にしてきた部分は、継承して欲しいということはありますね。ただ、移管先法人にも当然、オリジナリティを求めていきたいとも思っていますので、ある一定の時期になつたら、切り替えていくことも必要だとは思っているんですね。そこら辺は、引継期間の中で、話し合いをしながら、やっていくことかなとも考えています。なので、簡単に文章化することについては迷いました。
委員	この募集要項はパブリックコメントという形で公開されます。すると、先ほど、私が言った「移管後の保育園運営に関する条件」の中に一文が入ることによって、これまで大口町がやってきた保育を継承する園ということで、守っていくんだということが声高らかに町民にアピールできることになるのかもしれませんのがいかがでしょうか。
福祉子ども課長	町の考え方として、これまで保護者に対しての心配・不安を払拭することを盛んにPRしてきました。しかし、根底の部分では、先ほど、委員が言われましたが、すぐには変化を求めてはいけませんが、最終的にはオリジナリティを發揮できる仕組みにならないと、大義である保育メニューの拡大や選択肢の拡大につながらないと思います。それを変えていく過程において、両者の話し合いの中で進めていかなければなりません。ここで、大口町の保育を継承すると明文化してしまうと法人に対して、それがずっと足かせになってしまふと思うのです。

	少なくとも、町の考える民営化の目的としては、「大口町の保育の継承」を始めから明文化し、枠にはめてしまうこととは違っていると思います。しかし、先ほど委員がおっしゃいましたが、もちろん大口町の良いところは引き継いでいって欲しいという思いもあります。法人が決まってから、協議していく中で、その大口町の良いところも伝えていますし、その中で法人のオリジナリティを取り入れていかなければならぬと考えております。
委員	住民説明会や議会における協議など、ここに至るまで色々と行ってきました。一方では大口町の保育の継承という話も出ました。その一方で、保育所運営委員会では、民営化保育園としての新しい保育メニュー やオリジナリティの話も出ました。議員の中からはどちらが本当のことなのか、うまく使い分けて説明しているのではないかという発言もありました。私は、大口町の保育の良い所を継承する事が前提であれば、大口町立保育園のままであってよいと思います。民営化をする訳ですから、民営化の目的として、保育メニューの拡大や選択肢の拡大を挙げているとすれば、その方向にいくような募集要項が作られた方が良いのではないかと思います。ですので、募集要項に「大口町の保育の継承」を入れることによって、応募してくる法人が今後の独自性の発揮という部分で制限をしてしまわない方が良いと思います。
藤原委員長	この話は微妙な問題ですが、どういたしましょうか
委員	私は、オリジナリティを各園で出していってもらえるということには賛成です。各園で特徴ある保育が行われるようになれば喜ばしいことだと思います。一番大事な基礎となる部分を、私達、選定委員が、どこに主眼を置くかということがきちんとすれば大丈夫だと思います。例えば知育に力点を置くとか、体力づくりに走るとか極端な話になってしまふと、大口町の子どもたちにとって何を一番大切な部分とするべきか、この根っここの部分が法人を選ぶときに明確にすれば、問題ないと思います。しかし、現在、どこに着地点をもっていくのか、私としてまだ分かっていません。そこで、保護者の声を聞くと今までの保育を大切にして欲しいという思いをとても感じていましたので、「大口町の保育の継承」を含めた方が良いのではないかと思い、先ほど質問させていただきました。
委員	21ページをご覧ください。「保育内容について」様式5の2の前文に書いてありますが、「原則として少なくとも1年間は保育内容を含め、町立保育園の運営方法等を引き継ぐことを条件としています。なおかつ遊びや活動の中で創意工夫云々…」とありますて、ここの部分が、今の質問の中身に相当すると思います。ですので、先ほどから言われていますが、募集要項の文章の中で「基本的に大口町の保育を引

	き継ぐのだ。」さらに「引き継ぎながら発展してもらうんだ。」と明確に書いた方が、全く「変革」ばかりでなく、きちんと基本の保育を了解してもらった上で、発展していってもらうことを求めていると、町民の皆さんに対しても伝えられますし、これを応募条件として入れていってはどうかと思います。明文化することで、オリジナリティが全くなくなることにはつながらないと思います。
委員	方法ではなく、子どもの目指す姿・理念ですよね。例えば、大口町がこれまでやっている「けんだま」や「障がい児に対する思いやり」とかはすごく具体的なものですね。そうではなく、保育の理念や方針というのは大きなものですね。例えば、「けんだまを継承」とか書いてしまうと、1年間けんだまをやり続けなければと思ってしまい、内容が具体的になりすぎてしまいますが、そういうことは聞き取りや引き継ぎの中で伝えれば良いことで、募集要項で記載することではないですね。選定の募集要項の一番最初とかに、パンフレット等に記載されている大口町の保育理念を明文化すると良いと思います。理念について記載し、「大口町はこういう子どもの姿を目指しています。こういう理念でこれまで保育を行ってきました。」という事を伝えます。大口町の保育において継承して欲しいのは、この大口町の目指す「子どもの姿」という部分ですね。この目指す「子どもの姿」という方針を「移管後の運営に関する条件」の最初に入れ、そこを法人にまず理解してもらい、さらに広げていくというものにすると良いと思います。大口町の目指す「子どもの姿」はどこの法人も理解できることだと思いますので、そこを継承・理解しつつ、さらに発展させながら広げていくという形にすれば、見る方もすっきりと理解しやすいのではないかと思います。
委員	けんだまについては、分かりやすい事例ですが、もちろん保護者の説明会の中でも、大口町の保育目標、目指す子ども像を引き継いでもらえる法人を募集していくと、説明しております。最初の基本として、私は大口町の保育の継承は残していきたいと思います。
委員	私はまだ不勉強ですので、「保育園のしおり」をいただきましたが、それを読んでみると、子どもの目指す姿として、「豊かな心と丈夫な体で良く遊ぶ子ども」と書かれています。これが一番大事な根底の部分であると思いますので、ここをしっかりとやってもらえる法人さんに移管していきたいと考えます。
委員	基本的には、次世代育成支援後期行動計画で掲げてきた話題が目立ちますが、地域において進めていく中で、大口町はこういう理念や目標をもってやっているんだということを理解してもらう事は大切なことです。これを募集要項に入れ、ホームページに掲載することは大事な

	ことですので、あって良いと思います。
福祉こども課長	「大口町の保育の継承」という気持ちは汲んだ上で、今回の素案ではこの表現に留めました。保育の継承とともに、町の大義・オリジナリティということを含めて考えますと、何度も申し上げますが、大口町の良い所を引き継いでもらうことはもちろんですが、あまり明文化してしまうと、法人側がやりたい保育ができないと思われてしまうのではないかと考えました。前回、委員さんがおっしゃられたように、法人はしっかりととした理念をお持ちだということですので、法人の理念を発揮できないのではと拡大解釈されてしまうこともあったものですから、このようにさせていただいたというところです。
委員	先ほど話にありました、具体的な内容ではなく、パンフレット（保育園のしおり）に記載されている、目指す「子どもの姿」くらいは掲載しても良いかと思います。
福祉こども課長	20ページに記載されている、現在の「大口町保育所の保育目標について」を参照した上で、保育目標についてどう考えるか提出してくださいと記載しましたので、当然応募する法人はこれを読んだ上で、保育目標について記入すると思います。町の保育目標と全然違うものが出でくれば、それは委員さんに読んでもらい、文章の中である程度、大口町の保育目標に少し寄り添った形で考えていただけだと、判断できれば良いですし、逆に、読み取れなければ公開ヒアリングで突っ込んで尋ねていただければ良いかと考えました。
委員	「けんだま」とか、具体的な事を書けば、大口町の保育を目指す法人を、大口町での保育を縛り付けることになると思いますが、幅広い理念的なものを記載すれば、その理念に合わせて、法人もオリジナリティを出しながら取り組んでいけると思います。委員さんがお持ちになっているものは、「保育園のしおり」ですか？
委員	それは「入園案内」です。「入園案内」と「保育園のしおり」は多少の変更はあっても、内容としては同じものです。
委員	ホームページからもダウンロードできますか？
委員	紙媒体で配布をしていましたので、ホームページには未掲載です。
委員	この機会にホームページで閲覧できるようにしておくといいですね。それを参考してどのように保育目標を作ってくるかということは判断できると思います。
藤原委員長	その他、ご意見ございますか？ 財務等についてみる際に、資料に掲げている中身をご覧になってご意見ありますか。
委員	財務の中身としては、借金があるのはもちろん悪いです。借金として銀行借り入れとかがありますと、当然、お金を借りれば返さなければ

	いけません。基本的に財産状態が良くないと将来的にどうなるか分かりませんので、ここに注目する事が大切だと思います。指定管理者制度を以前行った際には次のことに注目しました。普通、民間の会社でいう、自己資本率という自分の資本がどれだけあるかというものです。自己資本率が高いものが良いと思います。また法人ですと、不動産をたくさん持っていますが、その中に借入金も多くありますので、そういう場合も返さないといけないので、確認する必要があります。
藤原委員長	そうしますと、例えば、8ページ⑥の平成22・23年度決算書中の貸借対照表が大切になりますね。
委員	貸借対照表は、資産・負債・資本がどれだけあるかを示しています。次に、事業収支計算書は毎月どれだけ収入があって、どれくらい支出があるか、その利益について1年間分出されます。貸借対照表は一時点しか見ませんが、事業収支計算書、資金収支計算書は毎月出ますので、1年の収支の流れが分かります。年間の流れがありますので、毎月出してもらい、収支の流れをみることが大切だと思います。借入金はどれくらいあるか、不動産担保としてどれくらい借入金があるか、この3つをみれば表面的には判断できると思います。
藤原委員長	この他、何か意見はございますか。
委員	募集要項の配布が今月16日（火）を予定していますが、どのように周知していく予定ですか。
福祉こども課長	対象が東海三県の5年以上保育園または幼稚園を運営する社会福祉法人と学校法人になっております。基本的に愛知県の法人には郵送で周知する予定です。岐阜県・三重県については、岐阜県・三重県でも全て配布するとなると数が膨大になってしまいます。そこで、まだ最終的にどこまでかは決まっていませんが、例えば、大口町からの半径のいくらかの距離で区切って、郵送していこうと思います。それ以外のところにつきましては、2県の法人の事務局があれば、そちらに代表的に情報提供することでご案内すると同時に、ホームページにも掲載するという形で周知を図っていきたいと思います。
藤原委員長	他にはどうでしょうか。
委員	先回から読んでいて気になっている事が、2つあります。民営化の大義として「独自性とかオリジナリティ」を出しつつ、大口町の保育の継承も挙げられています。もし、自分が書こうと思った場合に、この2つを同時に行うのはどうすればいいのか、考えてしまいます。先ほど委員さんが仰ったように、基のところをきちんと押させておかなければならぬと思うんですよね。そこで、やはり最初に2行・3行でもいいのでどこかに入っていた方がいいと思います。こういう子を育てるために、独自性やオリジナリティを出せばいいんだと考えれます

	<p>が、それがないと「大口町はこういう保育をしているから、こういう風にやらなければいけないんだ」と考えてしまうと思います。</p> <p>2つ目に、移管後の保育園運営に関する条件がたくさんございますが、普通はこんなに条件があるものなのでしょうか。ひょっとしたら、ここには、決まってからしっかりと具体的に話した方がいいものも含まれているのではないかでしょうか。反対にまた、これだけたくさん挙げているのならば、小学校の連携についても、掲載しても良いかと思います。本当にこれだけの条件が必要なのかもう一度見直して欲しいと思います。</p>
委員	<p>ここに書かれている27の条件（項目）は日常的に行われていることについてですので、大した数ではありません。また、幼・保・小の連携については、指針や要領に記載（明記）されていることですので、最低限行われる前提になっています。</p>
委員	<p>「もし、民営化がうまくいかなかったらどうするか」ということが募集要項には全く記載されていませんでしたので、不安に思いましたが、読み進めていくと誓約書に、「本法人への移管が決定された場合は、移管の条件等をすべて遵守するとともに、申込みの撤回を行わないことを確約します。」とありましたので、安心しました。</p> <p>冒頭の文章に「大口町は…移管する事と決定いたしました」とあり、意味はよくわかります。しかし、「いたしました」とする意味はあるのでしょうか。</p> <p>「公立保育園の保育士との合同研修に参加すること」という条件があります。保育士さんとの連携もありますが、例えば、給食などで、栄養士さん同士の研修は含まれてきませんか。保育士等と「等」があれば、フォローできるのではないかでしょうか。</p>
藤原委員長	ありがとうございました。とても勉強になりました。栄養士の関係はいかがですか。
委員	管内に栄養士会というものがありまして、これには正規職員、臨時職員問わずに参加していますので、広げていきたいと思っておりますし、研修もお互いが高め合うという意味合いからも伝えていきたいと考えています。
藤原委員長	そうしますと、保育士だけではなくて、栄養士も含むということで、5ページの「(19) 公立保育園の保育士との合同研修に参加すること」の表記を「保育士等」ということにしましょうか。
藤原委員長	大体、ご意見をいただいたと思いますので、そろそろまとめに入りたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、本日多くのご意見がでましたので、それを事務局で取りまとめいただき、パブリックコメント（意見聴取）を行っていくということにしたいと思います。事

	務局は、何かありますでしょうか。
福祉こども課長	それでは、修正事項を確認させていただいてもよろしいでしょうか。1ページ、どこに入れるかは検討しますが、大口町が目指している保育方針を入れていくということ。5ページの（19）の「保育士等」というところ、8ページの中段、新しく③を作り、「保育の計画（保育課程又は教育課程）」を入れ、さらにその最後尾に⑦として、「その他、自園の活動をアピールできる資料等（例：入園のしおり、パンフレット等）を追記すること、15ページの表中に現在の園児数と配置人数が分かるように入れること、20ページの保育目標の説明のところに「保育園のしおり」を参照とありますが、そこに「ホームページ」でも参照可能というふうにしたいと思います。
委員	一つ追加ですが、延長保育について、記述してもらうといいと思います。統合保育の様式の次あたりに入れるといいと思うのですが。延長保育は軽視されがちですが、とても大事な事業なんですね。子どもの不安な時間帯をどうケアしていくのかというようなことを記述いただきたいと思います。
委員	町内の保育園では最長時間を担っていただくことになりますので、考え方を記述していただいた方がいいと思います。
福祉こども課長	では、様式5の中に「延長保育について」を入れたいと思います。それでは、資料の最後の2枚をご覧ください。前回の会議でもお話ししましたように、この委員会で合意形成されました募集要項（案）をもって、意見募集をしていきたいと思います。一通り、文章を読ませていただきます。<文書朗読> 短い期間の中ではありますが、町としては町民の皆さんにご提示しながら、進めていきたいという思いがありますので、ご理解いただきたく思います。
藤原委員長	今のご説明で何かございますか。 特ないようですので、ご了承いただいたということにします。 その他はございますか？
福祉こども課長	次回の委員会日程ですが、10月12日（金）です。皆さん方には、毎週、お集りいただき恐縮ですが、何卒よろしくお願ひします。
藤原委員長	本日予定しておりました議題は終了いたしましたが、先ほど、お話しの出たことですが、私の大学にも大口町出身の学生が何人か入学してきます。いずれもその学生は「けんだま」がとても得意で、私の研究室に来ては、自慢そうに、得意そうにやるわけですね。確かに大口町の子どもなんだなあということを実感します。10年、15年以上前に培われたことが息づいているんですね。それは、けんだまだけではなく、そこで学んできた、育ってきたことが想いがあるのだと確信して

おりますので、大口町で保育や教育を受けた子どもたちが、こうやって育っているということを付け加えさせていただいて、第2回の委員会を終了させていただきます。本日も慎重審議をありがとうございました。これで散会とさせていただきます。